

各種申請手数料の電子決済について

令和7年4月

大阪市 計画調整局 建築指導部

申請者の利便性の向上を図るため、大阪市計画調整局建築指導部が所管する、以下の各種申請手数料について、大阪市行政オンラインシステム（以下「行政オンラインシステム」といいます。）による電子決済を可能としました。

なお、窓口でも、従前どおり受け付けております。

1. 電子決済が可能な各種申請

申請等の種類	問合先	担当課
建築基準法の許認可申請（第 85 条を除く。）等	06-6208-9300・9284	建築企画課
道路位置指定申請	06-6208-9286	
確認申請	06-6208-9291	建築確認課
建築基準法の許可申請（第 85 条）		
仮使用認定申請（昇降機）	06-6208-9304	
完了検査申請（昇降機）		
建築物エネルギー消費性能確保計画書等（建築物エネルギー消費性能適合性判定）		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等		
低炭素建築物新築等計画認定申請等	06-6208-9298	
中間・完了検査申請（建築物）	06-6208-9311	監察課
仮使用認定申請（建築物）		

FAX（共通）：06-6202-6960

【ご留意いただきたい事項】

●電子決済のお申込み前に上記担当に事前にご相談をお願いします。

●書類の郵送に係る費用（各種資料に不備があり、本市から返送する場合を含む。）は、申込をされる方の負担となりますのでご了承ください。

●工事着手前など申請等の期限が定められている場合は、「2. 手数料の電子決済申込の流れ・電子決済方法」に記載の「手数料電子決済の仮申込」をした日ではなく、「手続き完了」の通知をした日が受付日となります。

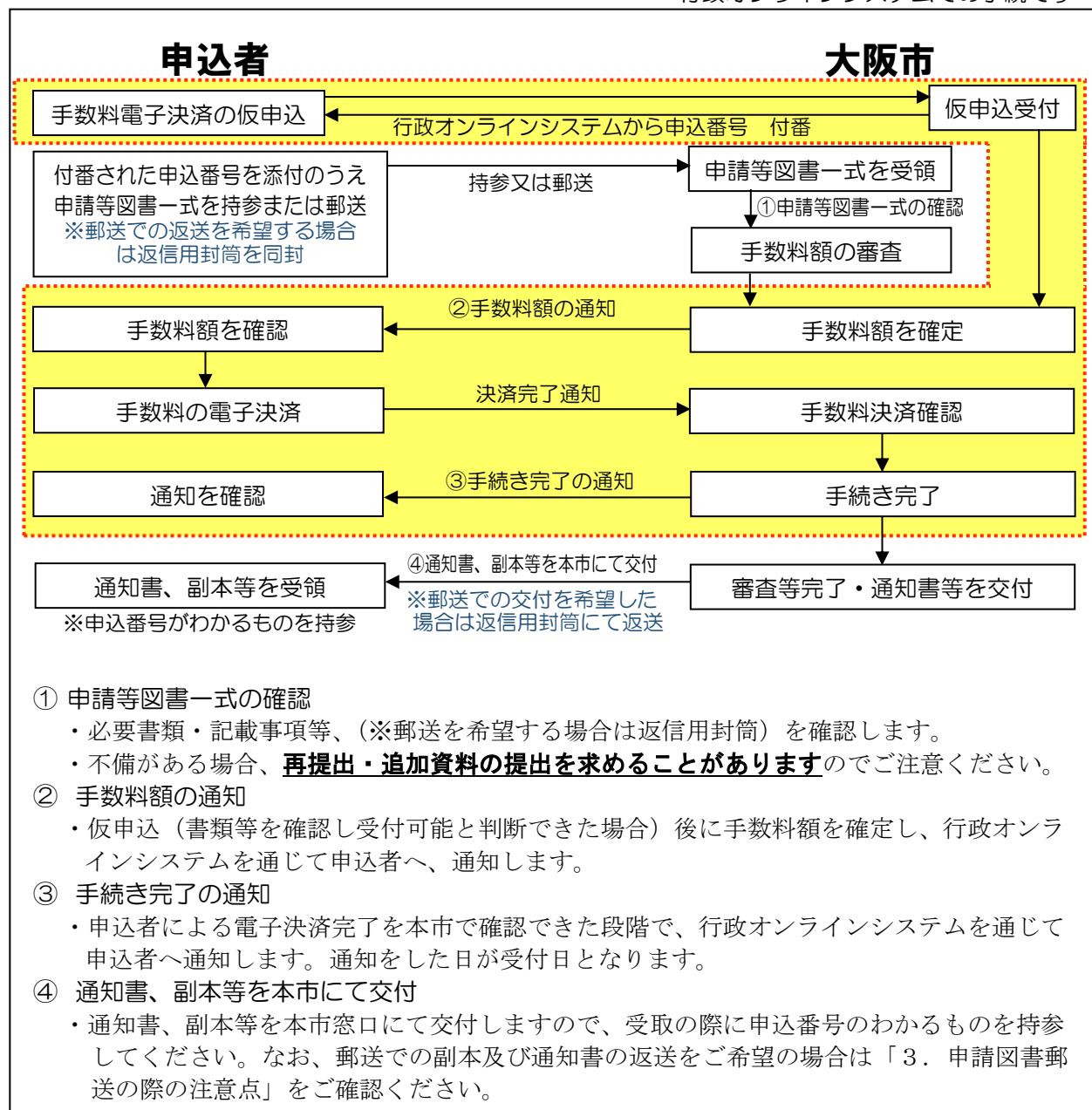
申請等図書の提出から「手数料額を確定」まで日数を要する場合があるので、余裕をもって申請を行ってください。

※なお、建築計画概要書等の写し及び、台帳記載事項証明書等の交付申請を行政オンラインシステムにてなされる方は手続きが異なりますので下記リンク先をご覧ください。

[大阪市：建築計画概要書等の閲覧・交付について（...>建築基準法の概要など>建築相談及び建築計画概要書の閲覧）](#)

2. 手数料の電子決済申込の流れ・電子決済方法

※**赤色点線枠内**は、行政オンラインシステムでの手続です



3. 申請図書郵送の際の注意点

- ✓ 郵送費用はすべて**申込をされる方の負担**となります。
 - ✓ 各種資料に不備があり、**本市から返送する場合も、申込をされる方の負担**となります。
 - ✓ 送付時は必ず担当者名・電話番号・メールアドレス等**連絡先を明記**してください。
 - ✓ **信書扱いとし、書留郵便等配達**の記録が残るものにしてください。
 - ✓ **通知書や副本返却を郵送とする場合は、[返信用封筒]を申請時に同封**してください。
- [返信用封筒]
- 副本や通知書を折らずに入る大きさのものとしてください
 - **郵送(簡易書留)費用分切手を貼付け**(規格内であればレターパックプラスも可です。)
 - **宛先(申請者又は代理者)の住所・会社名・氏名等をあらかじめ記入**してください
- ✓ 郵送事故に関して、本市は責任を負いません。

書類郵送先 : 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3-20

大阪市 計画調整局 建築指導部 ○○○課(上記担当課) 宛